

奈良県結核対策推進協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第七十七号

奈良県結核対策推進協議会規則の一部を改正する規則

奈良県結核対策推進協議会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「社団法人奈良県医師会（昭和二十二年十一月一日に社団法人奈良県医師会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人奈良県医師会」に改め、同項第二号中「社団法人奈良県病院協会（昭和六十三年四月二十六日に社団法人奈良県病院協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人奈良県病院協会」に改め、同項第五号中「奈良県立病院」を「地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センター」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。